

▲▽ 国民年金の各種制度をお知らせします ▲▼

●国民年金保険料 納付免除・猶予制度

収入の減少や失業など経済的な理由により、国民年金保険料の納付が困難な場合は、納付を「免除」または「猶予」される制度があります。

この制度の利用により、将来の老齢年金受給権を確保することや、万一の事故・病気による障害を負った場合の障害基礎年金受給資格を確保することができます。

①免除制度（全額免除・一部免除）

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が基準額以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除になります。

②若年者納付猶予制度

30歳未満の方で、本人と配偶者それぞれの前年所得が基準額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

【免除等の申請に必要なもの】

- ・印鑑
- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票
(平成27年1月1日以降離職し、失業を理由とした免除申請をされる方)

【免除等の申請受付】

平成28年度分(平成28年7月～平成29年6月分)は7月1日より申請受付を開始します。

◆問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎21-2120

●国民年金基金制度

国民年金基金は、国民年金法に基づく公的な年金であり、国民年金第1号被保険者である自営業の方などが老後に受け取る老齢基礎年金と合わせて、老後の所得保障の役割を担うものとして制度創設されたものです。

●加入によるメリット

掛金は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。

加入時に将来受給できる年金額があらかじめ分かるため、老後の生活設計が立てやすくなります。

また、少ない掛金・自由なプランで始められ、加入後もライフサイクルに応じて月々の掛金を変更できます。

●加入条件・資格

道内に住所を有する国民年金第1号被保険者、または60歳以上65歳未満の方で国民年金に任意加入されている方。(ただし、農業者年金に加入中の方や国民年金保険料を免除されている方は加入できません。)

◆問合せ 北海道国民年金基金(フリーダイヤル☎0120-65-4192)

忘れていませんか？

「年金生活者等支援臨時福祉給付金」の申請は7月15日(金)までです。

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない65歳以上の高齢者の方に対して、年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請を受け付けています。

◆対象者 次の①～③のすべてに当てはまる方

- ①平成27年1月1日時点で本町に住民登録のある方
- ②平成27年度分の住民税が課税されていない方(ただし、住民税課税者に扶養されている方および生活保護受給者は対象になりません。)
- ③平成28年度中に65歳以上となる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)

◆申請方法 余市町年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)申請書(請求書)に必要な事項を記入・押印のうえ、町民福祉課民生年金グループに申請してください。(上記申請書(請求書)については、平成28年度中に65歳以上となる方で、平成27年度臨時福祉給付金を支給された世帯主又は、請求されていない世帯主宛に4月中旬に送付しています。)

※7月15日(金)を過ぎてからの申請受付はできませんので、忘れずに申請をお願いします。

なお、郵送の場合は、7月15日(金)の消印まで有効となります。

※申請書は、4月中旬に送付しておりますが、支給対象者であるにもかかわらず、申請書が届いていない場合は、お問合せください。

◆申請・問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎21-2120